

○議長（塩野鉄之助君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（資料配付）

別添参照

○水道課長（井上久男君）

自席からご説明申し上げます。

ただいまお配りいたしました横田飛行場への給水の実施に関する協定、これは去る十二月二十六日に東京防衛施設局長と福生市長と締結したものでございます。協定の内容につきましては東京都のご意向等も承りつつ当市で作成したものでございます。では読み上げながら説明いたします。

（「必要なし」と呼ぶ者あり）

○十番（松山 清君）

この協定に基づいてこの補正予算があるわけですが、
甲が乙に給水する水量は最大五千四百五十トンとする。なお節水を図るため甲、乙協議の上必要があると認められるときは、水の循環利用、節水器機の採用等について乙は協力する——となっているわけですが、この協議がうまくいかなければ何も協力がならないわけですね。そういう点でこれは非常に不十分ではないかと思えます。あくまでも協議ということになっているがそういう点どのように解釈しているのか。それから節水をは

かるということは当然ではっきりしているわけですが、その点水の循環利用とか節水器機の採用等どのくらいものがあるのか。そういうものは協議した後すぐに取り付けられるのか。その点お伺いしたい。

○水道課長（井上久男君）

第一点目の甲、乙協議の上ということがありますが、

これは協議数が少ない場合にもなかなかむずかしいのではないかということでありますけれども、この点につきましては配管の概要図にありますように元のほうでバルブを締めることによつて基地には全体的には送れなくなるというようなこともあります。その点につきましてはそのようなばかげたことはしないつもりで極力セーブするつもりであります。またどの程度の性能が発揮できるかわかりませんが、やはりメーターの手前のところにもコントロールバルブをつけ、調整してやるつもりでございます。第二点

目の節水器、循環利用につきましてはやはりいまと同じように中で処理していたく問題もございしますが、これも元のほうである程度全体的に一割減水をしなけければならないというような措置の場合には、そのような措置も私のほうの元で調整しなければならぬと思います。そういうことで実際にどういう器機をつけたらということまではまだこれからの問題

でそこまで具体化しておりません。

○議長(塩野鉄之助君) 十番松山 清君に申し上げます。

本質問につきましては議題外にわたるものでございますので、これではとどめさせていただきます。

(「議題外なんて冗談ではない」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

本案に対し討論の通告がありますのでこれより討論を行ないます。

討論については会議規則第五十一条の規定により、最初に反対者から発言を願います。 反対者十番松山 清君。

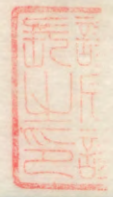
(十番松山 清君登壇)

○十番(松山 清君) 議案第七号昭和四十九年度福生市水道事業会

計補正予算(第四号)について反対討論をいたします。

ご存じのようにこの補正予算は基地給水を実施するがためのものがあります。 横田基地は関東計画が実施され、この計画の目玉ともい

うべき第五空軍司令部や在日米軍司令部が移転するなど、軍事的に果たす役割りは一段と強化されました。 ラック証言により



日本への核持ち込みも明らかになった現在、横田にも核が存在するのではないかとの市民の心配はますます高まるばかりです。 だれでもか

基地は一日も早くなくなつてほしいと願っている今日、この横田基地の拡

充強化に手を貸す給水を実施する行為はまさに行政の自殺行為に等しいものであり、市民の安全を守らず米軍基地のいすわりに手を貸し、そ

して市民の大切な水を米軍に売り渡す今回の補正予算については、私は断固として反対をいたすものであります。

簡単であります。反対討論といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 次に賛成者二番小林菊三君。

(二番小林菊三君登壇)

○二番(小林菊三君) 議案第七号昭和四十九年度福生市水道事業会

計補正予算(第四号)に対して賛成討論を行ないます。

本予算は昨年十二月二十六日付で横田基地へ給水することの協定に基づき工事負担金と新設分担金の収入であり、防衛施設庁が全額負担により工事を施行するものであります。 この給水問題は言うまでもなく、昨年九月二十日防衛施設局長から給水依頼があつてより

市議会において横田基地の現地視察を含め、数回にわたり全員協議会を開き種々慎重な審議の上、十一月臨時市議会において条例改正等の議決を行ない、横田基地へ給水できるように措置したものであります。さらに一元化の時期も迫り、五十年度的において工事ができるような東京都へ引き継ぐ関係等もありますので、適切な処置と思う次第であります。またこの給水をするに伴い市民に迷惑をかけないように十分な配慮も考えられており、今後の給水に支障はないものと思っております。また市水道事業に財政的な圧迫をすることもなく、ひいては東京都の水道事業の財政の一端をになうことにもなります。以上のような理由により私はこの補正予算第四号について賛成いたします。

(拍手)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七号について起立により採決いたします。

おはかりいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

福生市議会

○議長(塩野鉄之助君) 起立十六名、多数であります。よって議案

第七号は原案どおり可決いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十議案第八号中央幹線支線排水

路新設工事(その二)請負契約を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、中央幹線支線排水路新設工事(その二)請負契約につきまして議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事の内容でございますが、井上米屋さんのところから本町のほうに上がりましてガソリンスタンドまでの間の工事でございます。この全体計画といたしましては、基地のウェスト地区の排水を八高線の駅の

西側を通りまして下へ下加つてきて、現在工事中の中央幹線排水路に注入しようとするものでございまして、今回はそのうちの一部の工事でございます。場所はただいま説明しましたとおりで、距離にして二百九十五メートルで千五百ミリの管を埋設するものでございます。契約の方法としては別紙添付のとおり入札をいたしました結果、浅沼組東京支店支店長中嶋 弘加落札をした次第でございまして、契約の金額は四千五百九十九万円、工期は契約の確定の日から昭和五十年三月三十一日までということでございます。

原案とおりの可決いただきますようお願いいたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○七番(宇佐美良時君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま宇佐美良時

君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおりの同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よって議案第八号は

原案とおりの同意いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十一議案第九号財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(用地課長 須崎 進君登壇)

○用地課長(須崎 進君) 議案第九号につきましてご説明申し上げます。

この議案につきましては、前議案同様議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第三条の規定によりまして、議

会のご議決をいたたくことになっております。

この内容につきましては別紙案内図でお示ししてございますとおり、横田基地の南側の昭島市と立川市の行政界に接しております第一石産株式会社の所有地、面積八千六百八十六・五二平方メートル、坪数にいたしまして二千六百二十七・六七坪の予定でございますが、今後この用地を不燃物の埋め立て用地として、予定価格坪当たり七万円の一億八千三百九十三万六千九百円をもつて買収しようとするものでございます。

慎重に審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君）

この際動議を提出いたします。

たたいま議題となっております。議案第九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

福生市議会

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。

ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、
原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり
決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。

よつて議案第九

号は原案とおり同意いたしました。

○議長(塩野鉄之助君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉めます。

これをもつて昭和五十年第一回福生市議会臨時会を開会いたし
ます。

午後零時五分

閉議、閉会

署名議員



福生市議会議長 塩野鉄之助
 議員 高 波 忠
 議員 関 米 吉
 議員 大 野 行 久

福生市議会

写



福庶発第三千二百九十五号

昭和五十年一月十三日

福生市議会議長

塩野鉄之助 殿

福生市長 石川 常太郎 印

昭和五十年第一回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十年一月十三日付け福生市告示第一号（別紙参照）をもつて、昭和五十年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



写

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十年第一回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和五十年一月十三日

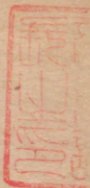
福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十年一月二十日

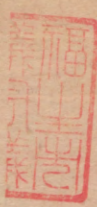
二 場 所 福生市議会議場

三 付 議 事 件

- (1) 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- (3) 昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- (4) 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- (5) 昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第三号）
- (6) 昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第四号）



- (7) 昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）
- (8) 財産の取得について
- (9) 中央幹線支線排水路新設工事（その一）請負契約



写

福庶発第三千四百三十九号

昭和五十年一月十六日

福生市長 石 川 常太郎 印

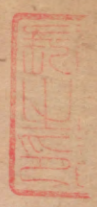
福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

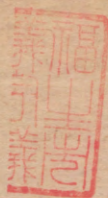
議案の送付について

昭和五十年第一回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第二号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 三 議案第三号 昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 四 議案第四号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 五 議案第五号 昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）
- 六 議案第六号 昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第三号）

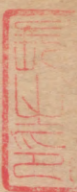


- 七 議案第七号 昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第四号）
八 議案第八号 中央幹線支線排水路新設工事（その一）請負契約
九 議案第九号 財産の取得について



（写） 福庶発第三千二百三号

昭和五十年一月六日



福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿

市議會議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、つぎの者を昭和五十年中における市議會議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

助 役 篠崎 俊夫

収 入 役 橋本 孝蔵

企画財政課長 上野 重勝

秘書職員課長 高水 求

庶務課長 生子 国利



税務課長	島田 猛
市民課長	田村 忠雄
環境保全課長	八木 房雄
経済課長	森田 進
建設課長	黒田 登
都市計画課長	浅見 裕康
下水道課長	斎藤 多市
用地課長	須崎 進
福祉事務所長	森田 猛
会計課長	森田 武
水道課長	井上 久男

(写)

福教庶発第三千二百四十二号

昭和五十年一月六日

福生市教育委員会委員長 斎藤

博印

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿

福生市議会議事説明員の委任について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一十一条の規定により、つぎの者を昭和五十年中における福生市議会議事説明員に委任したので通知します。

教育長	町田 倍二
庶務課長	内田 和雄
学務課長	古谷 正夫
社会教育課長	小野 光朗

